国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和元年５月２４日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所
①三井住友建設株式会社　東京都中央区佃２－１－６
②笹島建設株式会社　東京都港区南青山２－２２－３

２．指名停止措置期間　：　令和元年５月２４日から令和元年６月６日まで（２週間）

３．指名停止措置の範囲　：　中部地方整備局管内

４．事　実　概　要
本件は、三井住友建設（株）が元請として受注した「平成２８年度　三遠南信池島トンネル調査坑工事」において、平成３０年１１月８日に発生した工事関係者事故である。
事故当日は、吹付コンクリート作業を実施しており、作業終了後、一次下請である笹島建設（株）のミキサー車運転手がシュートを格納するためミキサー車を前進させ停車、ミキサー車から降りてシュートを格納した。その後、無人となったミキサー車が逸走し、付近で吹付ポンプの洗浄をしていた作業員１名がミキサー車と吹付ポンプの間に挟まれ死亡した。

５．指名停止措置理由
有資格業者である三井住友建設（株）及び笹島建設（株）の安全管理措置が不適切であったため、工事関係者事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号)別表第１第７号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、２週間とする。

＜指名停止措置要領 別表第１＞

措　置　要　件	期　間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) ７　地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から ２週間以上４ヵ月以内

配布先　　中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先　　総務部 契約課長　　鈴木　秀一
契約課長補佐　野田　純大　　電話番号（０５２）９５３－８１３８